

税の申告が始まります

市・県民税

2月16日～3月15日
2月16日～3月2日

所得税(簡易なもの)

会場 生涯学習センター 時間 午前9時～午後3時30分
※生涯学習センターの開館時間は午前8時30分です

○営業、不動産の所得がある人
○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人
次の人には久留米税務署で確定申告をしてください

注意事項

- ①収支内訳書などの添付書類は提出用、控えとともに記入を
- ②申告内容により相談の順番が前後する場合があります
- ③確定申告書の控えに受印印は押印されません
- ④記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送を
- ⑤3月3日以降の所得税の申告は久留米税務署で

校区公民館などの申告(市・県民税のみ)※所得税の確定申告は受け付けていません

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月1日(月)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎 井上、上岩田	花立、今隈、吹上、立石 干潟、下鶴
2月2日(火)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二タ	稻吉、下岩田、二森
2月3日(水)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月4日(木)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢、新島、西島
2月5日(金)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月8日(月)	味坂校区公民館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西

問 税務課
市民税係
☎72-2111
内線124・125

申告のときに必要なもの

□印鑑

□平成27年中の所得が証明できるもの

【給与所得者・年金受給者】

源泉徴収票、給与明細書、雇用主による給与支払明細書など

【その他の所得者】

収支計算書、現金出納帳、売掛帳など



平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

個人で事業(営業・農業)や不動産の貸与などをを行う全ての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。



記帳内容 売上などの収入、仕入れや経費についての取引年月日や相手方、金額など

保存期間 法定帳簿は7年、任意帳簿は5年、請求書、領収書などの書類は5年

□【所得税の還付を受ける場合】

金融機関の口座情報(申告者名義)

□【雑損控除を受ける場合】

消防署や警察署などの証明、損失額および保険などで補てんされた金額の証明書

□【医療費控除を受ける場合】

医療費の領収書および保険で補てんされた金額がわかるもの

※領収書などの金額は事前に合計金額を計算してください

□【社会保険料控除を受ける場合】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料の領収証または支払証明書、その他社会保険料控除証明書

□【寄付金控除を受ける場合】

都道府県、市町村もしくは特別区が発行する領収書または都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部などが発行する領収書

市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在、小郡市に住所を有する人で、前年中の状況が次に該当する人

1. 営業等、農業、不動産、雑、一時などの各種所得があつた人や土地建物などを売却した人で、所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者で次に該当する人
 - ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - ②給与所得以外の所得がある人

※所得税では、給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市・県民税では申告の必要があります

(3) 年の途中で退職し、年末調整していない人

(4) 医療費控除などを受ける人

(5) 年末調整は済んでいるが、控除の追加(変更)がある人

3. 年金・恩給などの公的年金等の受給者で次に該当する人

①公的年金以外の所得がある人
②社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除

4. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入がある人

市・県民税の申告は忘れずに

申告をしないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園の申請などに必要な所得(非課税)証明書が発行できない場合や、国民健康保険税の軽減対象となる人は軽減が受けられない場合があります。

なお、昨年、市・県民税の申告をした人は、申告書を郵送します。

年金所得者に係る確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※ただし、所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、以下に該当する人は市・県民税の申告が必要です

- ①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害者等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

※ただし、次に該当する人は、市・県民税の申告は不要です

- ア. 所得税の確定申告をする人
イ. 平成27年中に全く収入がなく、かつ同一世帯の人の所得税、市・県民税の申告書に扶養家族として記載されている人
ウ. 平成27年中の所得が給与または公的年金(非課税所得年金、雑年金は除く)のみで、その支払報告書(源泉徴収票)が市に提出されている人

5. 市外に住んでいる家族の扶養に入っている人
6. 収入がなく扶養に入っていない人

久留米税務署からのお知らせ 申告書は自分で作成してお早めに

☆申告書の提出期限

所得税・贈与税の申告 3月15日(火)まで
個人事業者消費税の申告 3月31日(木)まで

☆確定申告相談会場を開設します

- 開設日 2月16日(火)から※土日祝日を除く
- 受付時間 午前9時～午後4時
- 会場 久留米税務署横の特設会場

※相談の受付終了間際は混雑する場合がありますので、お早めにご来場ください

※会場での申告書などの作成は、ご自身でのパソコン操作をお願いしています

※所得税の還付申告書は1月以降に提出できます

☆復興特別所得税の

記載漏れや計算誤りにご注意ください

☆国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます

●問合せ先 久留米税務署☎32-4461(自動音声案内)